

# 第1回上越市自立支援協議会

## 次 第

〔 とき 令和2年7月14日（火）  
10：00～11：30  
ところ 上越市役所401会議室 〕

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 障害者福祉計画の改定について

・・・資料1～5、

参考資料1～2

(2) 意見交換

4 その他

5 閉会

上越市自立支援協議会委員名簿(R1.6.10～R3.3.31)

(委員区分・五十音順、敬称略)

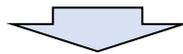
選出区分		氏名	所属等	備考
1	相談支援を行う事業者	田原 早苗	上越障害者相談支援事業所主任 (圏域相談員)	
2		平原 朝子	障害児 (者) 相談支援センターかなや課長 (圏域相談員)	
3		難波 祐子	障害者就業・生活支援センターさくら所長	
4	障害福祉サービスを行う事業者	片桐 友紀	社会福祉法人みんなでいきる障害福祉事業部長	会長
5		高橋 輝雄	社会福祉法人上越あたご福祉会 特別養護老人ホーム 直江津愛宕の園施設長	
6	保健及び医療関係者	福山 卓	上越地域医療センター病院事務長	副会長
7		石田 光	独立行政法人国立病院機構 さいがた医療センター療育指導室長	
8	就労及び雇用関係者	森山 一夫	上越公共職業安定所 統括職業指導官	※
9	教育関係者	近藤 奈美	上越特別支援学校教諭	※
10	障害者又は障害者団体関係者	藤田 宏禎	上越心身障害者福祉団体連合会長	
11		川澄 陽子	上越心身障害者福祉団体連合会理事	
12	学識経験者	田口 玲子	新潟県立看護大学准教授	
13		山田 洋子	上越地域振興局健康福祉環境部地域保健課長	※
14	その他市長が必要と認める人	井部 佐恵子	上越市民生委員児童委員協議会 連合会 理事	
15		山川 美香	保護者	

※は令和2年4月人事異動に伴う交代

## 上越市障害者福祉計画の改定について

### 上越市障害者福祉計画

- 1 計画期間 平成30年度～令和2年度(3年間)
- 2 位置付け
  - ア 市町村障害者計画 … 障害者基本法の規定により、本市における障害者福祉の推進に係る理念や基本的な施策の方向性を定める。
  - イ 市町村障害福祉計画 … 障害者総合支援法の規定により本市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業提供体制の整備や事業の円滑な実施に関する計画として定める。
  - ウ 市町村障害児福祉計画 … 児童福祉法の規定により、本市における障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する計画として定める。
- 3 計画の主旨等
  - <基本目標> だれもが 住み慣れた地域で 安心して暮らせる 自立と共生のまちをつくる
  - <基本方針> 自立に向けた取組の充実と共生社会の実現
  - <施策の柱>
    - (1) 共生社会の実現に向けた取組の推進
    - (2) 障害のある人が安心して暮らせる地域生活の実現
    - (3) 障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現
    - (4) 就労の支援と定着の促進
    - (5) 障害児支援体制の整備



### 1 計画改定に向けた検討状況

#### (1) 改定の考え方

現計画で定めた成果目標の達成状況、障害福祉サービスの現状と課題やニーズを踏まえるほか、障害福祉に関する関係法令の改正等の動向や国が示す基本方針に即しつつ、上位計画との整合を図り改定する

#### (2) 計画(案)の概要

- ① 名 称 上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画
- ② 計画期間 令和3年度～令和5年度(3年間)

### 2 計画改定のスケジュール(予定)

時 期	会 議 等	主な議題
令和2年 7月	第1回自立支援協議会	現計画の取組の検証、次期計画の施策の柱・方向性等
9月	第2回自立支援協議会	成果目標、主な取組等
10月	第3回自立支援協議会	計画(素案)
12月	第4回自立支援協議会	計画(案)
令和3年 1月	パブリックコメント	
2月	第5回自立支援協議会	計画最終案
3月	計画改定	

## 国の基本指針について

### 1 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（H30～R2年度）における国が定めた成果目標

成果目標	目標値等
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	福祉施設を退所し地域で暮らす障害者数 施設入所者数(H28末)の9%以上が地域生活に移行を基本とする。
	施設入所者数の削減 施設入所者数(H28末)の2%以上を削減することを基本とする。
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	市町村ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置(複数市町村による共同設置可)
	精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値設定
	精神病床における退院率 3か月69%以上、6か月84%以上、1年90%以上
3 地域生活支援拠点の整備	市町村または圏域に1か所以上整備
4 福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設から一般就労への移行者(H28実績)の1.5倍以上を基本とする。
	就労移行支援事業所の利用者数(H28末)から2割以上増加
	就労支援事業所利用者の就労移行率3割以上の事業所が全体の5割以上(※国で取扱検討中)
	就労定着支援開始1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。
5 障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターを市町村に1か所以上設置
	市町村において保育所等訪問支援の体制構築
	重症心身障害児のための「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス」を市町村に1か所以上確保(圏域での確保も可)
	市町村において医療的ケア児支援のため関係機関等が連携するための協議の場の設置(県が関与したうえで圏域での設置可)

### 2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（R3～R5年度）の基本的理念

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保
- (7) 障害者の社会参加を支える取組

### 3 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（R3～R5年度）における国が定めた成果目標

成果目標	目標値等	摘要
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	福祉施設を退所し地域で暮らす障害者数 施設入所者数(R1末)の6%以上が地域生活に移行を基本とする。	
	施設入所者数の削減 施設入所者数(R1末)の1.6%以上を削減することを基本とする。	
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上とすることを基本とする。	新規
	精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値設定	
	精神病床における退院率 3か月69%以上、6か月86%以上、1年92%以上	
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	市町村または圏域に1か所以上整備 年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とする。	期限延長
4 福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設から一般就労への移行者(R1実績)の1.27倍以上を基本とする。	
	就労移行支援事業から一般就労への移行者(R1実績)の1.3倍以上を基本とする。	
	就労継続支援A型・B型から一般就労への移行者(R1実績)のそれぞれ1.26倍・1.23倍以上を基本とする。	新規
	一般就労移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。	新規
5 障害児支援の提供体制の整備等	就労定着支援事業において就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。	新規
	児童発達支援センターを市町村に1か所以上設置(圏域での設置も可)	期限延長
	市町村において保育所等訪問支援の体制構築	
	重症心身障害児のための「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス」を市町村に1か所以上確保(圏域での確保も可)	
6 相談支援体制の充実・強化等	都道府県、圏域及び市町村に保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携するための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。	新規
	市町村又は圏域に相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	新規
7 障害福祉サービス等の質の向上	都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	新規

上越市障害者福祉計画（平成30年度～令和2年度）の検証について

◎基本目標

だれもが 住み慣れた地域で 安心して暮らせる 自立と共生のまちをつくる

◎基本方針

自立に向けた取組の充実と共生社会の実現

◎施策の柱・施策の方向性

1 共生社会の実現に向けた取組の推進

- ① 障害を理由とする差別の解消の推進
- ② 権利擁護の推進
- ③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ④ 市民の意識啓発

2 障害のある人が安心して暮らせる地域生活の実現

- ① 包括的な支援体制の整備
- ② 障害福祉サービスの充実
- ③ 各種助成制度の適切な運用
- ④ 災害時への備えの充実

3 障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現

- ① 社会参加の促進
- ② 日中活動の充実
- ③ 当事者活動の促進

4 就労の支援と定着の促進

- ① 一般就労の促進
- ② 福祉的就労の促進

5 障害児支援体制の整備

- ① 児童発達支援センターの設置
- ② 重症心身障害児等に対応した児童発達支援事業等の充実
- ③ 医療的ケア児支援体制の確保



◎取組の検証（令和2年3月末の主な取組状況）

1 共生社会の実現に向けた取組の推進

- ① 障害を理由とする差別の解消の推進、④ 市民の意識啓発
  - ・障害者差別解消支援地域協議会における取組の協議を行い、個別事案への対応を行うとともに、市民及び市職員への研修会を定期的開催
- ② 権利擁護の推進
  - ・相談機関による制度周知及び成年後見・日常生活自立支援事業等の利用促進を継続
- ③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - ・子ども、障害のある人、高齢者を包含する「上越市版地域包括ケアシステム」の構築に向けて、相談支援体制を強化
  - ・保健、医療、福祉関係者、当事者を含む協議の場として自立支援協議会の役割を見直し

2 障害のある人が安心して暮らせる地域生活の実現

- ① 包括的な支援体制の整備
  - ・地域包括支援センターに障害者及び生活困窮者の相談機能を付加し、地域における障害のある人等の相談支援体制を強化
  - ・障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点を整備（3か所）
- ② 障害福祉サービスの充実
  - ・医療的ケアに対応したグループホームの整備を検討
  - ・施設入所支援や緊急短期入所用居室の確保を継続
- ③ 各種助成制度の適切な運用
  - ・医療費助成制度や各種手当支給制度の適切な運用の継続
- ④ 災害時への備えの充実
  - ・福祉避難所該当者の更新
  - ・人工呼吸器装着者に関する支援について保健所と協議

3 障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現

- ① 社会参加の促進
  - ・福祉バス運行及び福祉有償運送の実施、手話通訳者等の要請及び派遣の実施
- ② 日中活動の充実
  - ・地域活動支援センターの活動強化に向けた財政支援
- ③ 当事者活動の促進
  - ・各種団体への支援

4 就労の支援と定着の促進

- ① 一般就労の促進
  - ・ジョブサポーターの配置により就労定着支援を推進
  - ・農福連携モデル事業や農福連携障害者就労支援事業の実施により就労先を拡大
- ② 福祉的就労の促進
  - ・農福連携により就労継続支援の受託作業を拡大

5 障害児支援体制の整備

- ① 児童発達支援センターの設置
  - ・こども発達支援センターにおいて児童発達支援事業を実施
- ② 重症心身障害児等に対応した児童発達支援事業等の充実
  - ・市内の2事業所において重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービスを提供
- ③ 医療的ケア児支援体制の確保
  - ・自立支援協議会専門部会において、医療的ケア児の支援者による支援体制について検討

## ◎ニーズ調査結果のまとめ

### ▼生活

- ・現在は家族と暮らし、将来も家族との生活を希望している方が多い（在宅サービス利用者：71.5%、サービス未利用者：80.8%）。また、日中活動系サービスの利用者の多くは、今のままの日中の過ごし方を望んでいる（69.9%）。
- ・将来的にグループホームの利用を考えている方が在宅のサービス利用者で10.7%いる。

### ▼就労

- ・就労に必要な支援  
在宅サービス利用者：①「職場の理解」（50.7%）  
②「通勤手段の確保」（40.4%）  
③「職場での介助や援助」（29.8%）  
サービス未利用者：①「職場の理解」（47.1%）  
②「短時間勤務や勤務日数等への配慮」（35.3%）  
③「相談対応・支援」（30.3%）
- ・サービス未利用者の半数（47.1%）を占める未就労者のうち、その半数（53.6%）の方が就労への意欲を示している。

### ▼不安なこと、必要な支援

- ・特に困ったり、不安に思うこと  
①「障害や病気のこと」（在宅サービス利用者：33.8%、サービス未利用者：56.3%）  
②「お金のこと」（同32.2%、47.1%）  
③「就職や仕事のこと」（同25.1%、31.1%）  
…福祉サービスのことで困っている方の割合は高くない（在宅サービス利用者：11.6%、児童発達支援サービス利用者：20.8%、児童・生徒サービス利用者：18.9%）。
- ・地域で生活するための支援  
①「経済的負担の軽減」（在宅サービス利用者：42.4%、サービス未利用者：43.7%）  
②「障害のある人に適した住居の確保」（同38.5%、28.6%）  
③「相談対応等の充実」（同32.3%、31.1%）  
…身体及び知的障害のある方で重度の方では、「障害のある人に適した住居の確保」や「必要な在宅サービスが適切に利用できること」を希望している。
- ・発育・発達に関すること  
…「特に困っていることはない」（児童発達支援サービス利用者：62.5%、児童・生徒サービス利用者：47.2%）が半数程度を占める。
- ・障害児のために重要と思うこと  
…「保育園や幼稚園での受入れ体制の充実」（児童発達支援サービス利用者：95.8%、児童・生徒サービス利用者：37.7%）、「保護者の就労支援に向けた預かり先の拡充」（同45.8%、48.1%）など一時預かり等の受入れ体制の充実・拡充やサービス等利用環境の一層の充実を求める意見が多い。
- ・困りごとの相談相手  
…児童発達支援のサービス利用者では、家族・親族と並んで相談支援専門員の割合が高い（共に79.2%）。
- ・災害時に不安なこと  
…避難場所の設備や生活環境への不安が大きい（児童発達支援サービス利用者：75.0%、児童・生徒サービス利用者：70.8%など）。
- ▼その他  
・成年後見制度の認知度は低い（「名前も内容も知らない」、「名前は聞いたことがあるが内容は知らない」を合わせると、在宅サービス利用者：68.9%、サービス未利用者：78.2%）。

## ◎障害福祉サービスの利用者の傾向

- サービスの利用者数（実人数）は、令和元年9月末時点で1,833人となっており、平成29年12月末時点と比較すると167人（10.0%）増加している。
- ・利用者が増加しているサービス：短期入所、グループホーム、就労系サービス、放課後等デイサービス
- ・利用者が減少しているサービス：生活介護（通所デイサービス）、療養介護

## ◎実務担当者会議での意見（R2.1.30）

- ・福祉事業所や介護事業所職員のスキルアップ
- ・障害児に対する保育士の対応能力の向上
- ・事業所を超えた研修の実施
- ・福祉人材の確保
- ・訪問看護サービスにおける障害児の受入れ拡大
- ・行政・事業所・当事者などの多職種間の円滑な連携
- ・学校（高等学校や特別支援学校）卒業後の福祉との連携

## ◎国が示す次期計画の成果目標（新規、期限延長のみ記載）

### <新規>

- ① 障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制構築を目標に追加
- ② 市町村又は圏域に相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保
- ③ 就労継続支援A型・B型からの一般就労への移行者数の増加を目標に追加
- ④ 一般就労移行者の就労定着支援事業の利用割合を目標に追加
- ⑤ 就労定着支援事業における就労定着率が高率な事業所の割合を目標に追加
- ⑥ 保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携するための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーター配置を目標に追加【済】
- ⑦ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上とすることを基本とする。

### <延長>

- ・地域生活支援拠点整備の期限を延長し、年1回以上の運用状況の検証・検討を目標に追加【済】
- ・児童発達支援センターの設置期限を延長

## 課題

- 障害のある人の就労機会の拡大を図るための取組の充実が必要
- サービスの質の向上を図るため、相談支援専門員や福祉事業所等の職員を対象とした研修の実施や、多職種連携による支援体制の強化に向けた取組の検討が必要
- 成年後見制度の利用促進を図るため、中核的な機関の明確化が必要

上越市障害者福祉計画における「取組の検証」を踏まえた「施策の方向性・展開」(案)

① 改定前の取組の検証(評価 ○:達成、△:一部未達成、×:未達成)

施策の柱	施策の方向性	現計画における主な取組
1 共生社会の実現に向けた取組の推進	(1)障害を理由とする差別の解消の推進	○【新規】障害を理由とする差別の解消の推進
	(2)権利擁護の推進	△[充実] 成年後見制度等の利用促進 ○(継続) 障害者虐待防止の取組の推進
	(3)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	○【新規】共生社会実現に向けた包括的な支援体制の構築
	(4)市民の意識啓発	○[充実] 共生社会実現に向けた市民等の意識啓発
2 障害のある人が安心して暮らせる地域生活の実現	(1)包括的な支援体制の整備	○(継続) 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組の推進 ○[充実] 相談支援業務の増加への対応 ○(継続) ニーズ等を踏まえた計画相談の実施 ○(継続) 各種支援策の適切な活用につなげる効果的な情報提供の実施
	(2)障害福祉サービスの充実	○【新規】共生型サービスの円滑な導入(居宅介護等、生活介護、短期入所等の介護保険サービス事業所の活用) ○[充実] グループホームの整備促進(重度障害に対応した施設の整備を含む) ○(継続) 施設入所支援の継続 ○(継続) 緊急短期入所用居室の確保 ○[充実] ニーズを踏まえた各種障害福祉サービスの充実
	(3)各種助成制度の適切な運用	○(継続) 県等の動向を踏まえた医療費助成制度の適切な運用 ○(継続) 県等の動向を踏まえた各種手当支給制度の適切な運用
	(4)災害時への備えの充実	○(継続) 災害時の避難体制の維持及び充実
3 障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現	(1)社会参加の促進	○(継続) 移動支援の充実 ○[充実] コミュニケーション支援の充実 ○(継続) スポーツや文化活動等余暇活動の支援
	(2)日中活動の充実	○[充実] 地域活動支援センターの充実 ○(継続) 日中活動系サービスの利用促進
	(3)当事者活動の促進	○(継続) 当事者及び家族等の支援者の活動に対する支援 ○(継続) ピアサポート等障害のある人の活動に対する支援
4 就労の支援と定着の促進	(1)一般就労の促進	○【新規】就労移行支援事業等の利用促進 ○【新規】就労定着支援 ○[充実] 就労先の拡大(農業分野を含む) ○【新規】市民や企業の意識啓発(障害を理由とする差別の解消)
	(2)福祉的就労の促進	○[充実] 就労継続支援の拡充
5 障害児支援体制の整備	(1)児童発達支援センターの設置	△【新規】児童発達支援センターの設置(通所児童発達支援の提供)
	(2)重症心身障害児等に対応した児童発達支援事業等の充実	○【新規】重症心身障害児等のための「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス」の確保
	(3)医療的ケア児支援体制の確保	○【新規】医療的ケア児支援のための協議の場の設置 ○【新規】医療的ケア児支援体制の充実



② 施策の方向性・展開(改定後)(案)

施策の柱	施策の方向性	改定後の計画における主な取組
1 共生社会の実現に向けた取組の推進	(1)障害を理由とする差別の解消の推進	(継続) 障害を理由とする差別の解消の推進
	(2)権利擁護の推進	[充実] 成年後見制度等の利用促進 (継続) 障害者虐待防止の取組の推進
	(3)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	(継続) 共生社会実現に向けた包括的な支援体制の構築 [充実] 精神障害者の退院後の支援
	(4)市民の意識啓発	(継続) 共生社会実現に向けた市民等の意識啓発
2 障害のある人が安心して暮らせる地域生活の実現	(1)包括的な支援体制の整備	(継続) 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組の推進 (継続) 相談支援体制の充実・強化 (継続) ニーズ等を踏まえた計画相談の実施 (継続) 各種支援策の適切な活用につなげる効果的な情報提供の実施
	(2)障害福祉サービスの充実	(継続) 共生型サービスの円滑な導入(居宅介護等、生活介護、短期入所等の介護保険サービス事業所の活用) (継続) グループホームの整備促進(重度障害に対応した施設の整備を含む) (継続) 施設入所支援の継続 (継続) 緊急短期入所用居室の確保 (継続) ニーズを踏まえた各種障害福祉サービスの充実 【新規】障害福祉サービスの質の向上に向けた取組に係る体制の構築
	(3)各種助成制度の適切な運用	(継続) 県等の動向を踏まえた医療費助成制度の適切な運用 (継続) 県等の動向を踏まえた各種手当支給制度の適切な運用
	(4)災害時への備えの充実	(継続) 災害時の避難体制の維持及び充実
3 障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現	(1)社会参加の促進	(継続) 移動支援の充実 (継続) コミュニケーション支援の充実 (継続) スポーツや文化活動等余暇活動の支援
	(2)日中活動の充実	(継続) 地域活動支援センターの充実 (継続) 日中活動系サービスの利用促進
	(3)当事者活動の促進	(継続) 当事者及び家族等の支援者の活動に対する支援 (継続) ピアサポート等障害のある人の活動に対する支援
4 就労の支援と定着の促進	(1)一般就労の促進	(継続) 就労移行支援事業等の利用促進 (継続) 就労定着支援 [充実] 就労先の拡大(農業分野を含む) (継続) 市民や企業の意識啓発(障害を理由とする差別の解消)
	(2)福祉的就労の促進	(継続) 就労継続支援の拡充
5 障害児支援体制の整備	(1)児童発達支援事業の充実	[充実] 児童発達支援事業の充実
	(2)重症心身障害児等に対応した児童発達支援事業等の充実	(継続) 重症心身障害児等のための「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス」の確保
	(3)医療的ケア児支援体制の確保	(継続) 医療的ケア児支援のための協議の場の設置 [充実] 医療的ケア児支援体制の充実

## 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画期間における 施設整備の意向調査結果について

○ 施設整備意向調査

- ・ 調査期間：令和2年3月27日～令和2年4月24日
- ・ 調査対象：障害福祉サービス提供事業所を運営する法人（40法人）
- ・ 整備の意向を示している法人：4法人

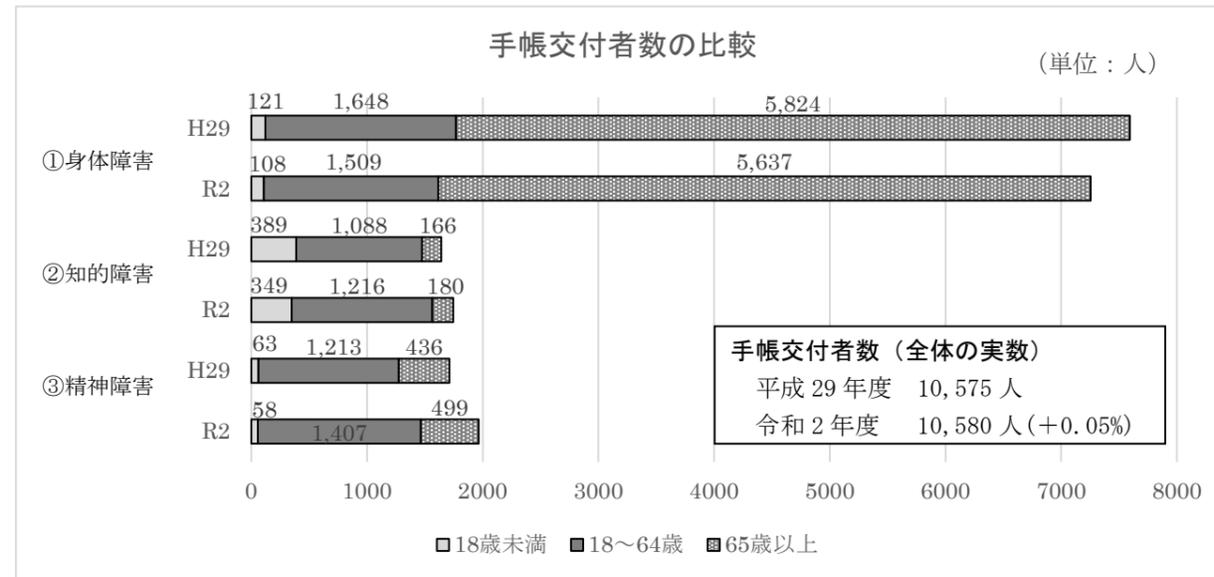
施設種別	整備意向		備考	
	創設	増築		
グループホーム (※短期入所併設)	16床	16床 (グループホーム12、 短期入所4)	—	重度身体障害対応、 3障害対応
グループホーム	42床	42床 (うち6床は空き家 改修)	—	
計	58床	58床	—	

## 障害者の現状について

### (1) 障害者手帳交付者数(平成29年度と令和2年度の比較)

令和2年度の障害者手帳交付者10,580人は、平成29年度と比べほぼ横ばいであるが、その内訳では、身体障害が減少(▲4.5%)しているのに対し、知的障害(+6.2%)・精神障害(+14.7%)が増えている。

年齢層別では、「18歳～64歳」の知的障害(+11.8%)、精神障害(+16.0%)でそれぞれ増加が目立つ一方、「18歳未満」の身体障害、知的障害はそれぞれ減少(▲10%程度)となっている。



〈表〉手帳交付者数の比較 (各年度4月1日現在)(単位:人)

区分	年度	総数	年齢層別			多い年齢層の割合 身体・全体:65歳以上 知的・精神:18～64歳
			18歳未満	18～64歳	65歳以上	
①身体障害	H29	7,593	121	1,648	5,824	76.7%
	R2	7,254	108	1,509	5,637	77.7%
	比較	▲339	▲13	▲139	▲187	—
	伸び率	95.5%	89.3%	91.6%	96.8%	—
②知的障害	H29	1,643	389	1,088	166	66.2%
	R2	1,745	349	1,216	180	69.7%
	比較	102	▲40	128	14	—
	伸び率	106.2%	89.7%	111.8%	108.4%	—
③精神障害	H29	1,712	63	1,213	436	70.9%
	R2	1,964	58	1,407	499	71.6%
	比較	252	▲5	194	63	—
	伸び率	114.7%	92.1%	116.0%	114.5%	—
合計 (実人数)	H29	10,575	458	3,775	6,342	60.0%
	R2	10,580	464	3,879	6,237	59.0%
	比較	5	6	104	▲105	—
	伸び率	100.05%	101.3%	102.8%	98.3%	—

### (2) 障害福祉サービスの利用者数(平成29年度と令和元年度の比較)

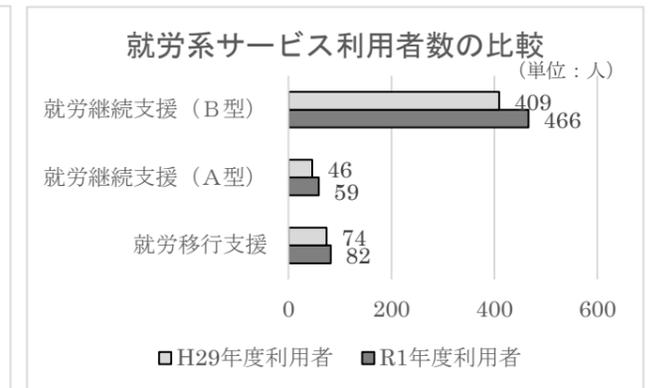
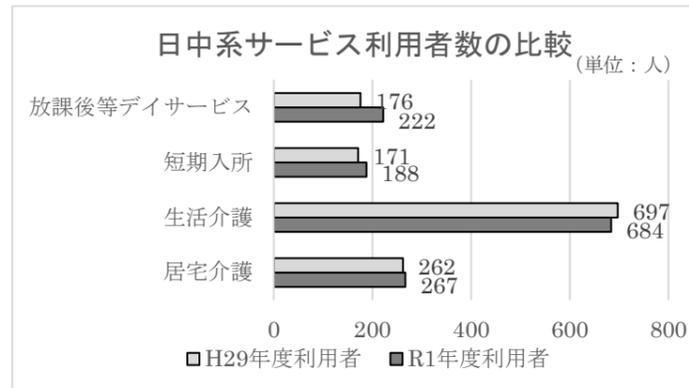
障害福祉サービスの利用者は増加傾向にある。

サービス別に利用者数を見ると、日中系サービスでは短期入所、放課後等デイサービスが増加傾向にあり、就労系サービスでは就労移行支援、就労継続支援A型・B型がともに増加傾向にある。

入所サービスでは、グループホームは3施設・25床増えたことにより利用者が増加した一方、療養介護が減少している。

〈表〉障害福祉サービスの年間利用者数(実人数) (単位:人)

区分	H29年12月まで (年間)	R1年9月まで (年間)	比較
サービス利用者数	1,666	1,833	167
うち 障害児	197	266	69



〈表〉サービス別の利用者数 (各年度3月分の利用者数)(単位:人)

サービス名	H29年度			R1年度			比較		
	設置数	定員数	利用者	設置数	定員数	利用者	設置数	定員数	利用者
<b>日中系サービス</b>									
居宅介護[ヘルパー]	23		262	24		267	1		5
同行援護	7		28	6		22	▲1		▲6
行動援護	2		36	2		38	0		2
重度訪問介護[ヘルパー]	23		3	24		4	1		1
生活介護(通所)[デイサービス]	9	203	489	11	237	475	2	34	▲14
生活介護(施設入所者)	3	170	208	3	170	209	0	0	1
短期入所[ショートステイ]	21	32	171	22	38	188	1	6	17
放課後等デイサービス	8	70	176	15	170	222	7	100	46
<b>就労系サービス</b>									
就労移行支援	13	100	74	13	88	82	0	▲12	8
就労継続支援(A型)(雇用契約あり)	4	45	46	4	53	59	0	8	13
就労継続支援(B型)	20	349	409	20	380	466	0	31	57
自立訓練(機能訓練)	7	81	3	7	67	4	0	▲14	1
自立訓練(生活訓練)			61			55			▲6
宿泊型自立訓練	3	48	25	3	48	30	0	0	5
<b>入所サービス</b>									
共同生活援助[グループホーム]	37	234	195	40	259	215	3	25	20
施設入所支援	3	170	208	3	170	209	0	0	1
療養介護[入院医療]	1	80	48	1	80	45	0	0	▲3

## 障害福祉計画ニーズ調査の概要について

### 1 調査の目的

障害福祉計画の作成に当たり、障害者の生活実態や福祉サービスに対するニーズを把握し、障害のある人が生涯を通じて安心して生活が送れるようにするために、必要な支援策の検討に活用する。

### 2 調査対象者

平成31年4月1日現在の障害者手帳所持者（身体、療育、精神）10,643人の約9.4%に当たる1,000人を抽出

#### 【抽出方法】

#### (1) 障害福祉サービス利用者

##### ① 在宅利用者…540人(54.0%)

障害福祉サービス（通所型サービス）利用者に対して、サービス事業所を通じ調査を実施

##### ② 障害児通所サービス（児童発達支援、児童・生徒）…260人(26.0%)

障害児通所サービス利用者（障害者手帳未所持者を含む）に対して、サービス事業所を通じて調査を実施

#### (2) 障害福祉サービス未利用者 …200人(20.0%)

サービスを利用していない人を抽出し、郵送により調査を実施

対象者：18歳以上～65歳未満の手帳所持者（身体1～3級、療育、精神1・2級）

### 3 調査方法

・調査期間 令和2年4月1日～4月24日（調査基準日：令和2年4月1日）

#### ・調査方法

#### (1) 障害福祉サービス利用者

サービス事業所に聞き取り調査を依頼（障害児通所サービスは配布・回収を依頼）

#### (2) 障害福祉サービス未利用者

無作為により抽出し調査票を郵送、障害者本人または同居家族が回答

・記名の有無：無記名

### 4 調査内容

・調査票は、サービスの利用形態により、一部をその特性に応じた調査項目とした。

（次ページの調査項目一覧参照）

### 5 回答数及び回答率

全体…699人(69.9%)

#### (1) 障害福祉サービス利用者

##### ① 在宅利用者…450人(83.3%)

##### ② 障害児通所サービス（児童発達支援、児童・生徒）…130人(50.0%)

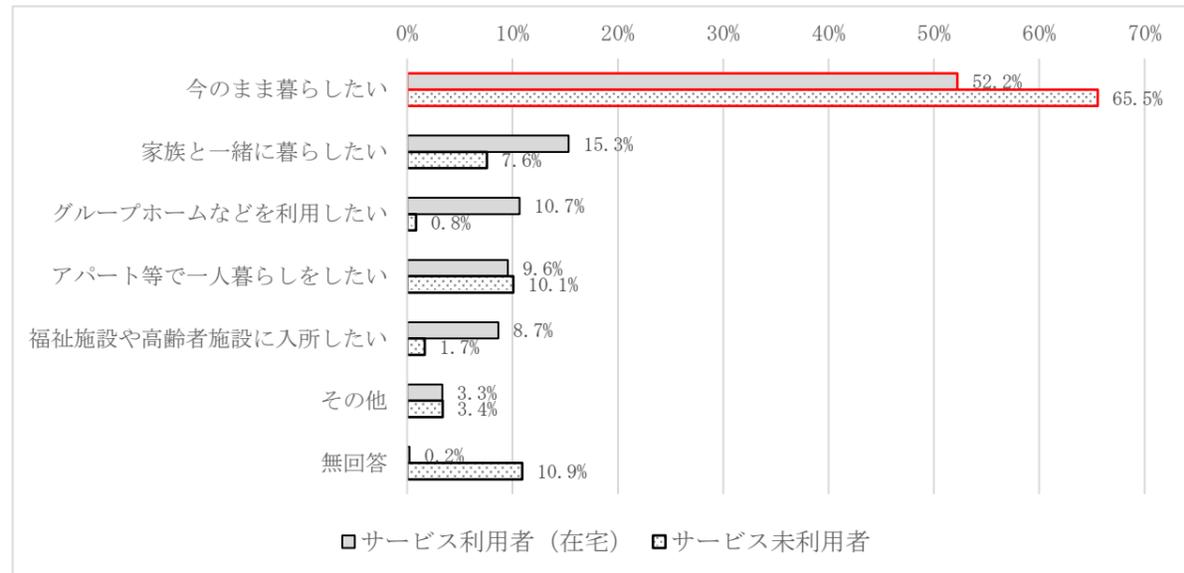
#### (2) 障害福祉サービス未利用者 …119人(59.5%)

調査項目一覧（順不同）

設問分類／区分	サービス利用者			サービス未利用者
	在宅	児童発達支援	児童・生徒	
回答者について	○	○	○	○
対象者について （性別、年齢、居住地域、手帳の種類・等級）	○	○	○	○
特に困ったり、不安に思っていること	○	○	○	○
福祉関連の情報の主な入手方法	○	○	○	○
相談相手	○	○	○	○
現在どのように生活しているか	○			○
今後どのように暮らしたいか	○			○
地域で生活するために必要な支援	○			○
外出時に支援が必要か	○			○
平日日中の居場所	○	○	○	○
日中どのように過ごしたいか	○			○
災害時に一人で避難できるか	○			○
災害時に困ること	○	○	○	○
差別の経験	○	○	○	○
虐待の経験	○		○	○
成年後見制度の認知度	○			○
障害児の支援（困っていること、重要と思うこと）		○	○	
児童発達支援事業について		○		
放課後等デイサービスについて			○	
短期入所の利用について	○			
就労について	○			○

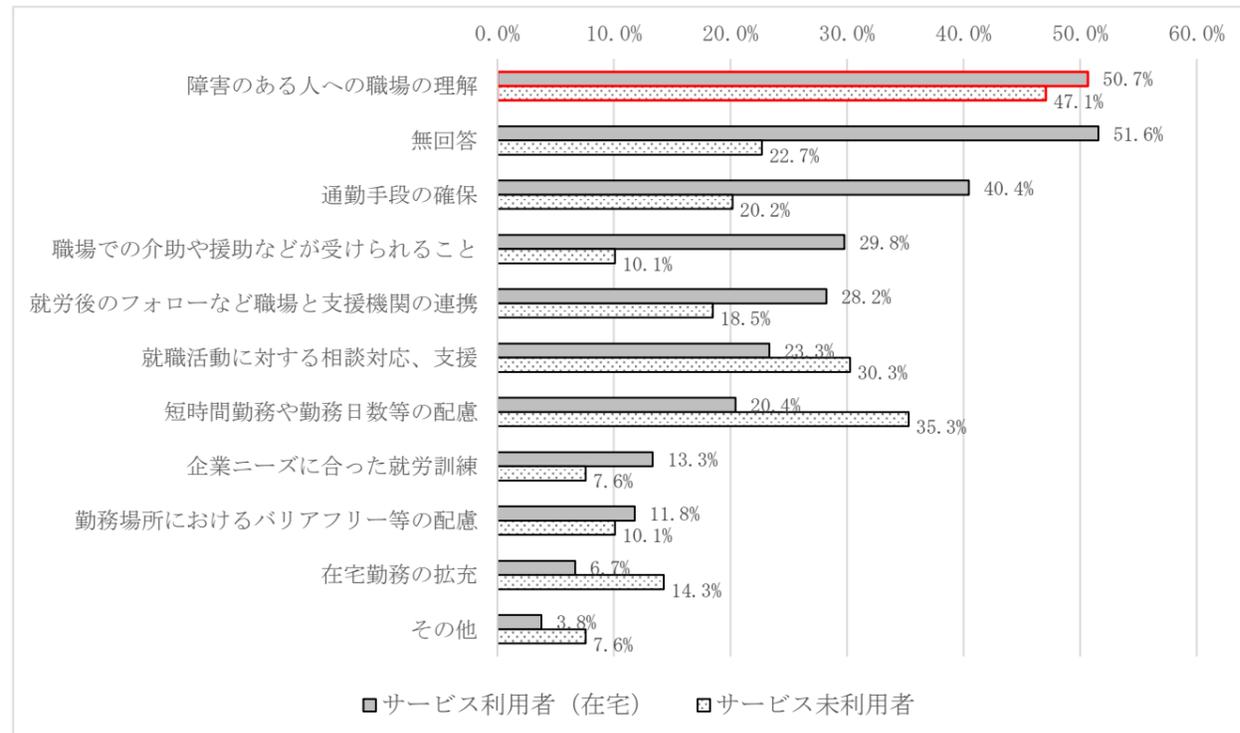
◆ニーズ調査の主な分析結果 ※割合（％）は小数点第1位で四捨五入しており合計が一致しない場合がある。

(1) 今後どのように暮らしたいか。〈サービス利用者（在宅）、サービス未利用者〉



・「今のまま暮らしたい人」の現在の住まいは、サービス利用者（在宅）では、「家族と生活している方」（71.5%）、「一人暮らしの方」（12.8%）、「施設で生活している方」（15.3%）など、サービス未利用者では、「家族と生活している方」（80.8%）、「一人暮らしの方」（17.9%）などとなり、家族と生活している方がそのままの生活を希望している。

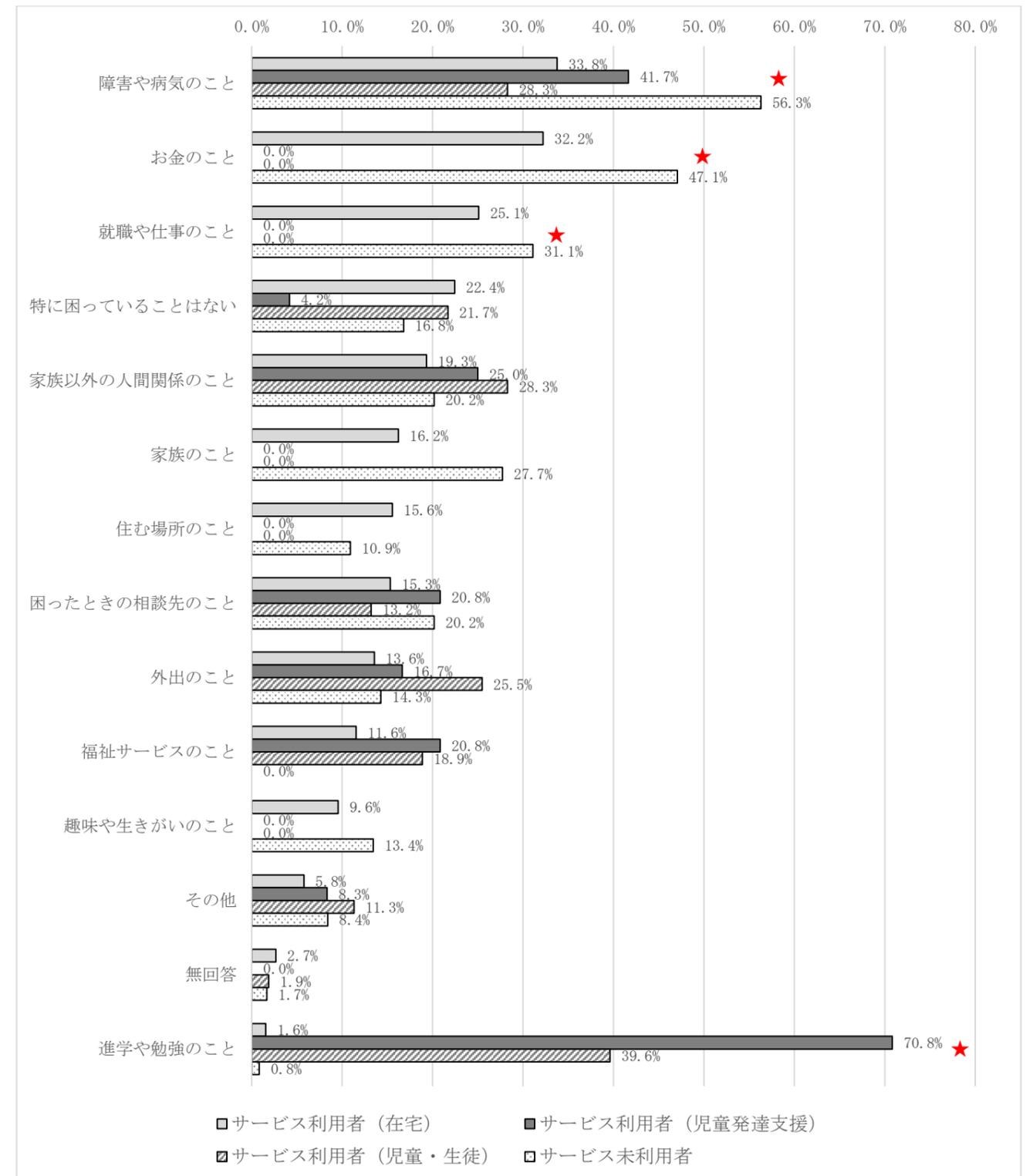
(2) 障害者の就労に必要な支援は。〈サービス利用者（在宅）、サービス未利用者〉 ※複数回答の設問



・「障害のある人への職場の理解」（50.7%、47.1%）が最も高い。これ以外に、サービス利用者（在宅）では、「通勤手段の確保」（40.4%）、「職場での介助や援助などが受けられること」（29.8%）、サービス未利用者では、「短時間勤務や勤務日数等への配慮」（35.3%）、「就職活動に対する相談対応、支援」（30.3%）の順に高い。  
 ・サービス未利用者の半数（47.1%）を占める未就労者のうち、その半数（53.6%）が就労意欲を示している。

(3) 特に困ったり、不安に思っていること。〈サービス利用者（在宅）・（児童発達支援）・（児童・生徒）、サービス未利用者〉

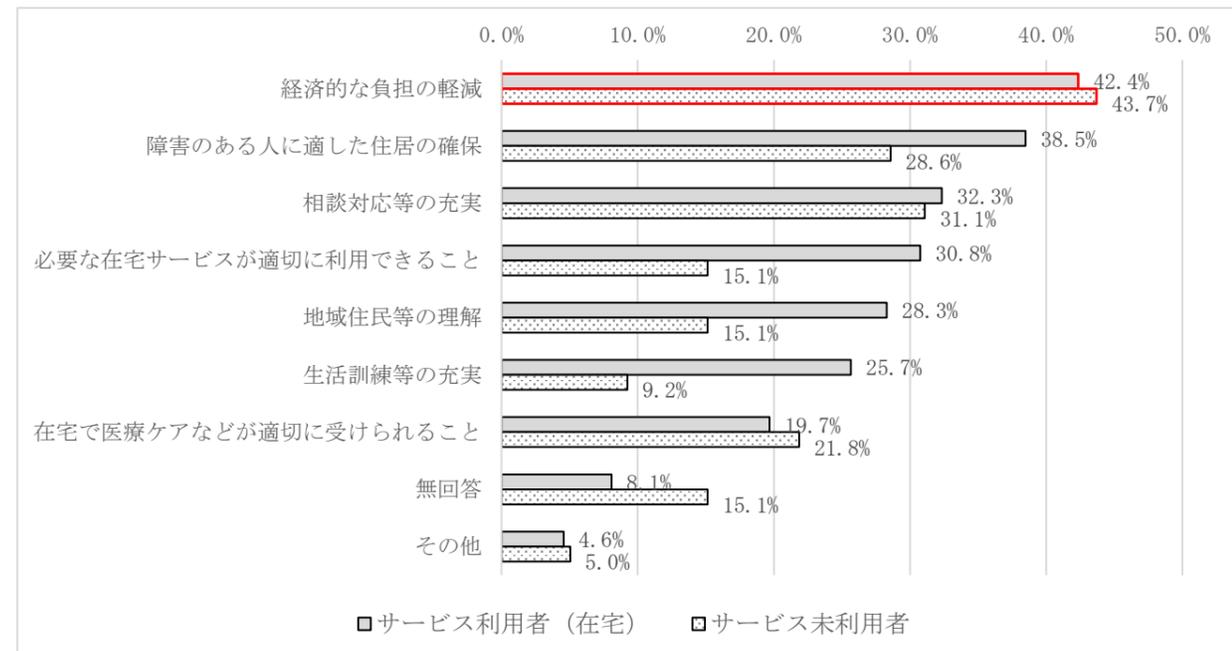
※複数回答の設問



・「障害や病気のこと」が共通して上位となっている。これ以外に、サービス利用者（在宅）及びサービス未利用者では「お金のこと」（32.2%、47.1%）や「就職や仕事のこと」（25.1%、31.1%）など経済的な不安が上位となっている。児童発達支援及び児童・生徒のサービス利用者では「進学や勉強のこと」（70.8%、39.6%）の割合が高い。

(4) 地域で生活するために必要な支援は。<サービス利用者（在宅）、サービス未利用者>

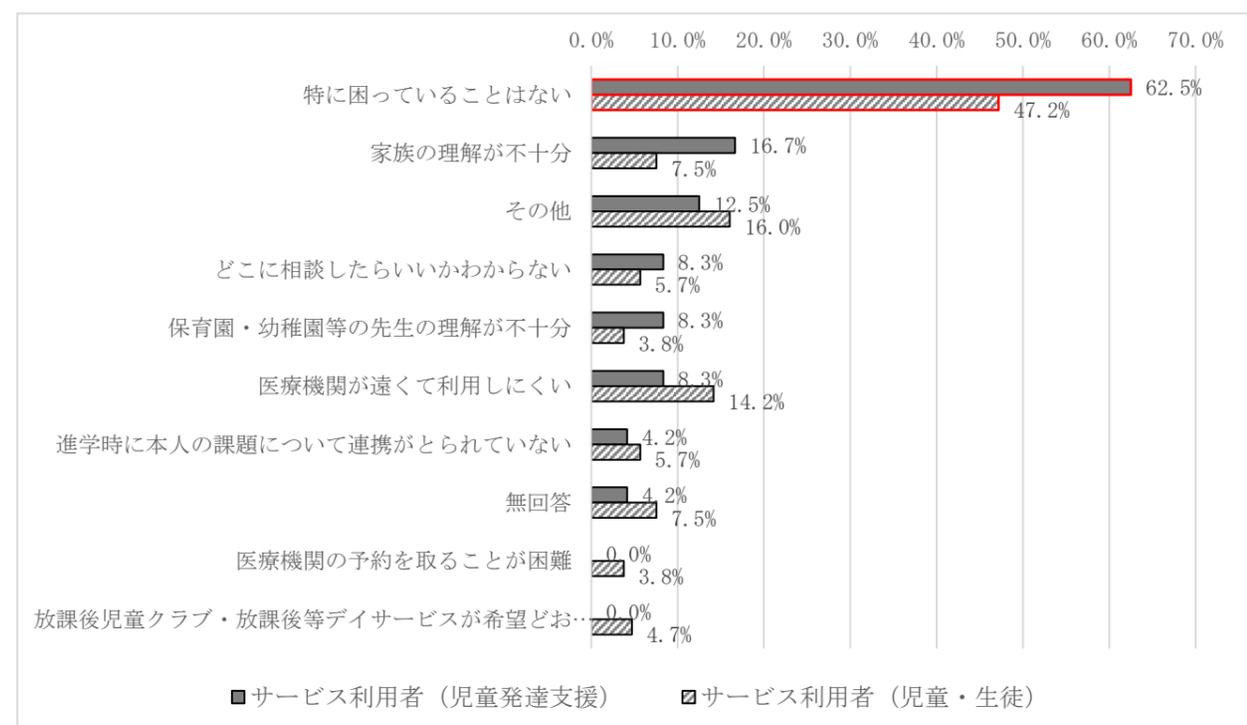
※複数回答の設問



- ・前段の「困っていること」を受けて、「経済的な負担の軽減」（42.4%、43.7%）が共通して最も高い。
- ・障害種別ごとの分析では、身体障害のある方及び知的障害のある方で特に重度の方は「障害のある人に適した住居の確保」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が高い。

(5) 発育・発達に関すること等で困っていることは。<サービス利用者・（児童発達支援）・（児童・生徒）>

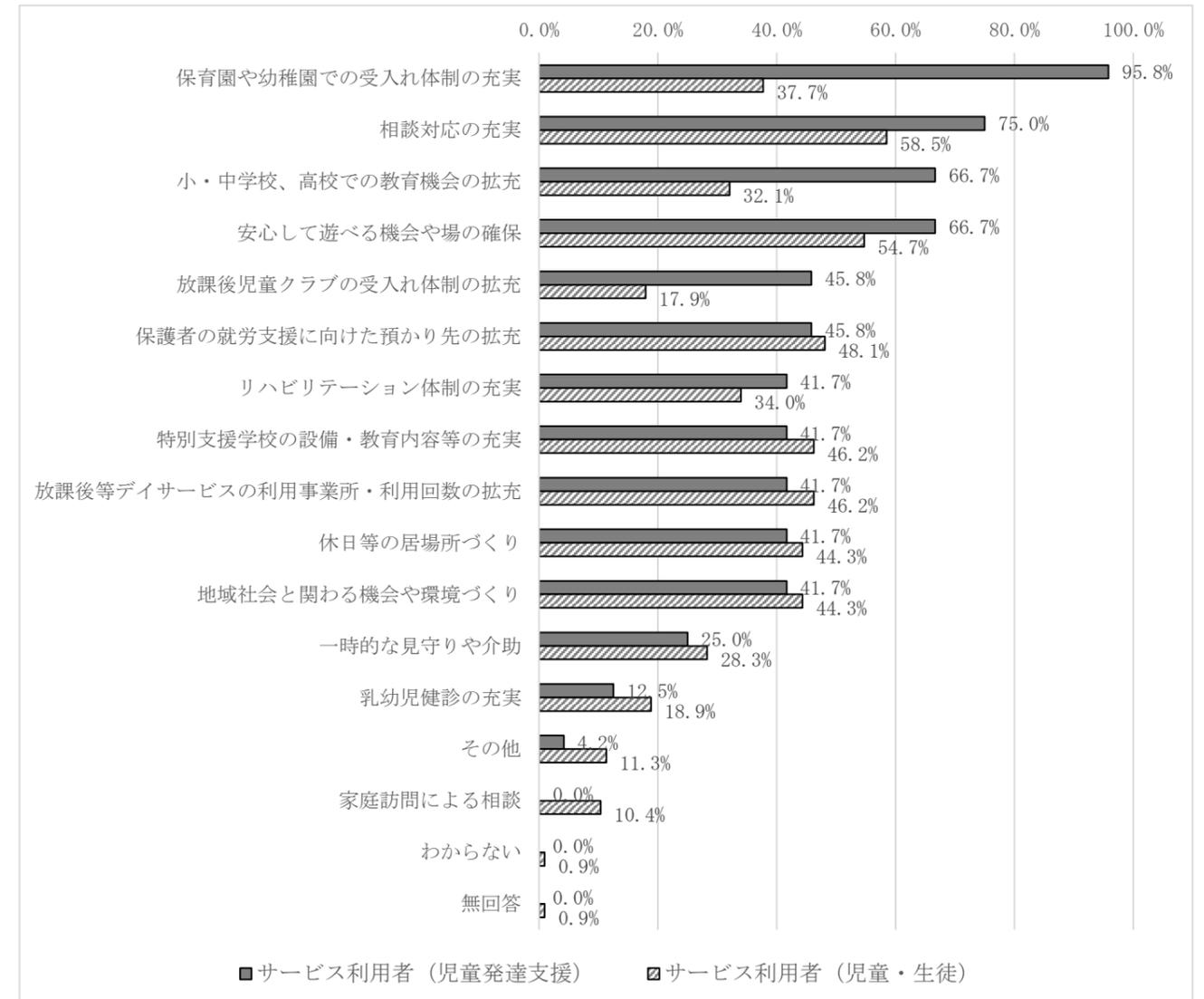
※複数回答の設問



- ・「特に困っていることはない」（62.5%、47.2%）が共通して最も高い。

(6) 障害児のために重要と思うもの。<サービス利用者・（児童発達支援）・（児童・生徒）>

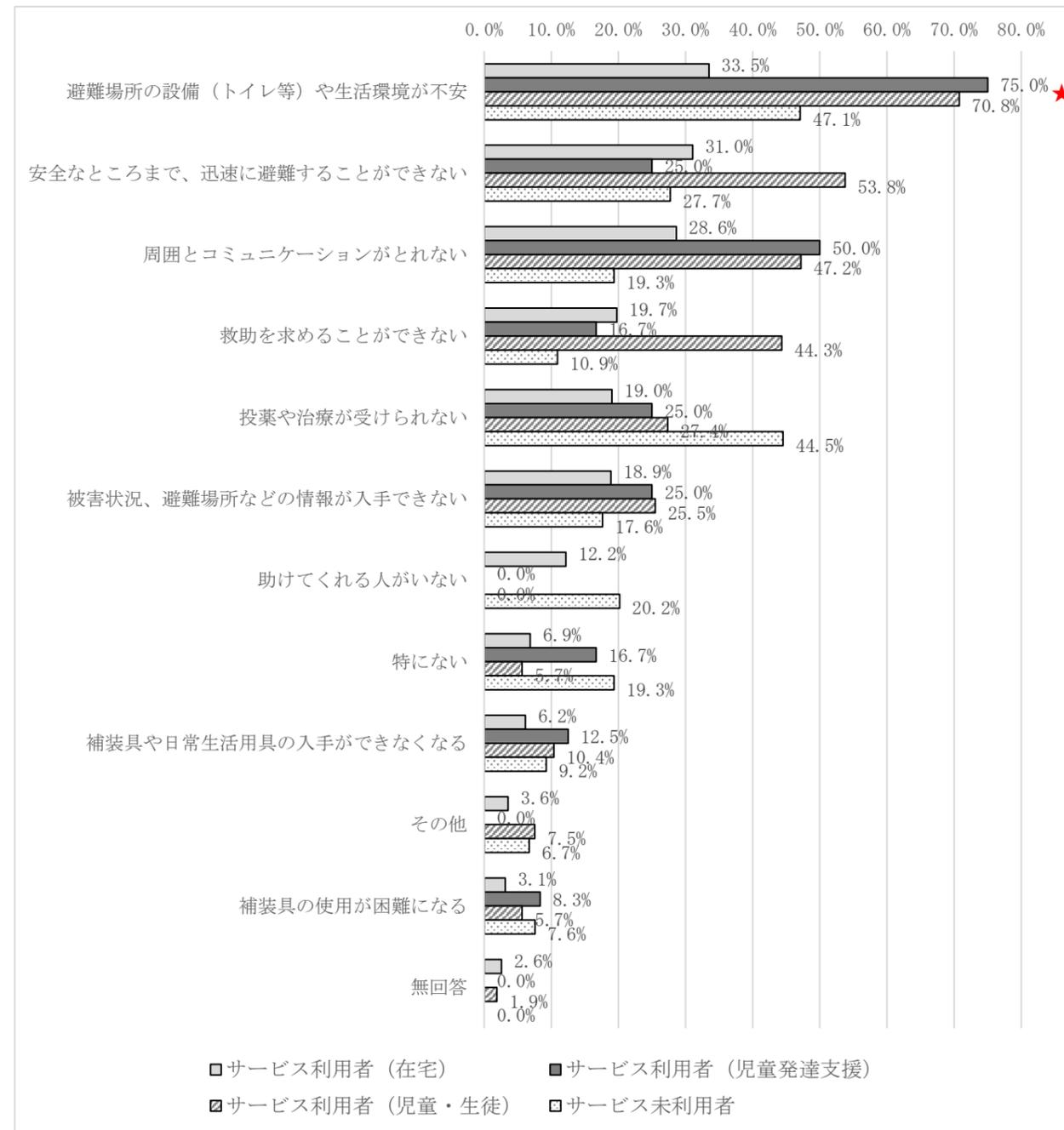
※複数回答の設問



- ・児童発達支援では、「保育園や幼稚園での受入れ体制の充実」（95.8%）、相談対応の充実（75.0%）、「小・中学校、高校での教育機会の拡充」（66.7%）、「安心して遊べる機会や場の確保」（66.7%）の順に高く、児童・生徒では、「相談対応の充実」（58.5%）、「安心して遊べる機会や場の確保」（54.7%）、「特別支援学校の設備・教育内容等の充実」（46.2%）、「放課後等デイサービスの利用事業所・回数の拡充」（46.2%）が高い。
- ・障害種別ごとの分析では、身体及び知的障害のある方で特に重度の方は「リハビリテーション体制の充実」の割合が高い。
- ・前段で「特に困っていることはない」が大半を占める一方で、受入れ体制や預かり先の充実・拡充、サービス等の利用環境の一層の充実を求めている。

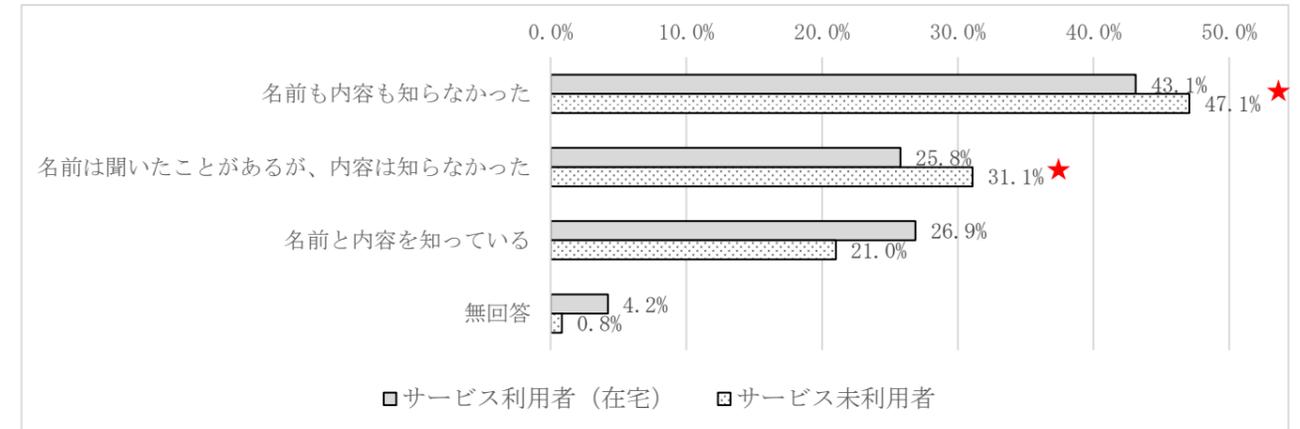
(7) 災害時に困ること。<サービス利用者（在宅）・（児童発達支援）・（児童・生徒）、サービス未利用者>

※複数回答の設問



・「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が共通して最も高い。  
 ・児童発達支援及び児童・生徒では、「周囲とコミュニケーションがとれない」や「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「救助を求めることができない」が多く、これらの項目は知的障害の方で割合が高い。  
 ・「投薬や治療が受けられない」は、障害種別ごとに見ると精神障害や難病の方で割合が高い。

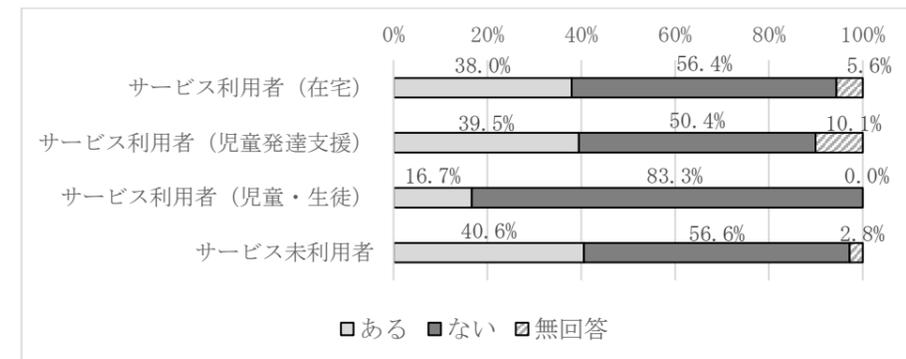
(8) 成年後見制度を知っているか。<サービス利用者（在宅）、サービス未利用者>



・「名前も内容も知らなかった」（43.1%、47.1%）が最も多く、内容を知らない人は7割を超え、認知度が低いと言える。

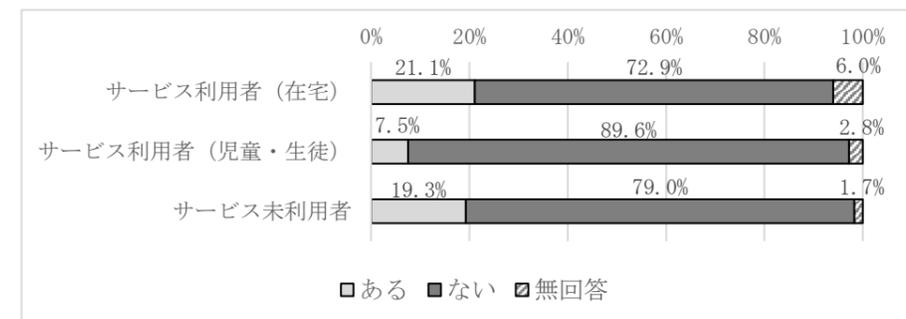
(9) 差別や虐待の経験について。

① 障害があることで差別や嫌な思いをしたこと<サービス利用者（在宅）・（児童発達支援）・（児童・生徒）、サービス未利用者>



・差別の内容としては、学校や職場での待遇が異なる、悪口・陰口など言葉によるもの、見る目が違う・笑われた・無視されたなど態度によるものなどが多い。

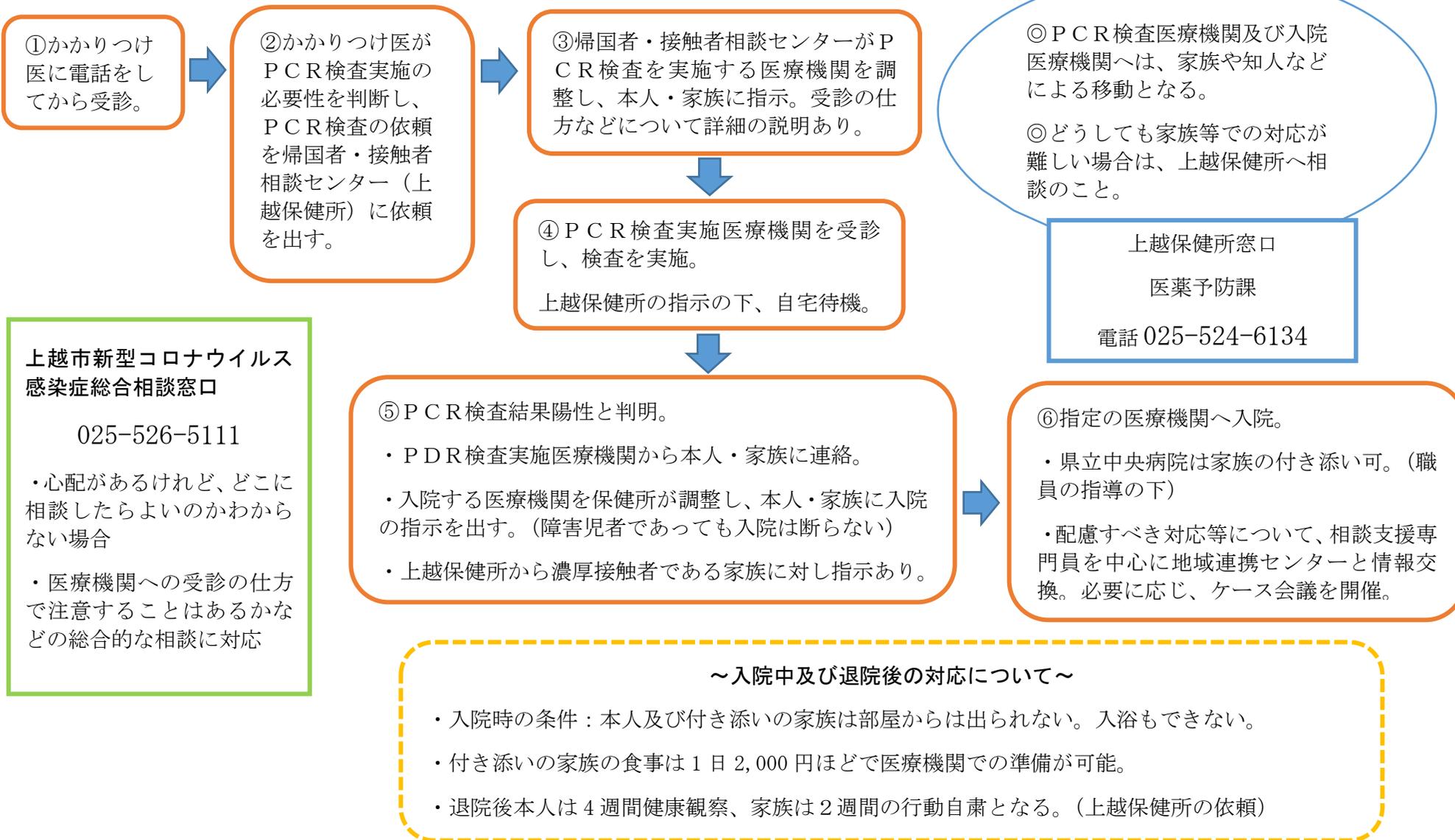
② 障害者への虐待を受けたり、見たり聞いたりしたこと<サービス利用者（在宅）・（児童・生徒）、サービス未利用者>



・虐待の内容としては、侮辱する言葉、怒鳴られた、暴力を振るわれた、の順に多い。  
 ・どこで・誰からの問いには、自宅・障害者施設・職場のほかテレビやインターネットから受けたとする回答も多かった。

## <新型コロナウイルス感染症の対応について>

### 1 医療機関受診から入院までの流れ



## 2 家族が感染した場合

- ・濃厚接触者となるため、PCR検査を実施、2週間の健康観察。
- ① 家族による支援が可能な場合：在宅サービスによる支援を行う。通所サービスの利用はできない。
- ② 家族による支援が不可能な場合：ショートステイを利用。

## 3 通所している事業所で感染者が出た場合

- ・事業所の利用停止。保健所から濃厚接触者の特定及びPCR検査の実施等の指示が出る。
- ・保健所の指導により、事業所の消毒を実施。
- ・事業所の消毒や職員の人員確保の状況により再開。
- ・PCR検査で陰性の場合でもあっても、2週間、保健所による健康観察を受ける。